



こども誰でも通園制度

Q & A

	質 問	回 答
1	一時預かり事業との違いは？	一時預かり事業は、保護者の都合等で一時的に保育を行うことが困難な状況である場合に利用できる事業であるため、「親主体」の制度といえます。 一方、こども誰でも通園制度は、家庭以外の人との関わる機会の創出を意義としており、「他の子どもとの交流を通じて子どもの成長を促したい」、「子どもの経験の一つとして家庭以外の環境を提供したい」など、柔軟に利用できる制度となっているため、「こども主体」の制度といえます。
2	親子通園はできる？ また、いつまでできる？	子どもが環境に慣れるまでの間は親子通園が可能です。そのため、個々の状況で異なることから、一概にいつまでとは定めません。
3	お迎え時間に間に合わず、予定していた保育の時間を超過してしまったらどうなる？	ご利用する保育施設により取扱いが異なります。 詳しくは、ご利用する施設にお問い合わせください。
4	1時間単位の利用ではなく、30分間単位などで利用はできる？	1時間以上ご利用する場合は、最初の1時間以降の時間につき30分単位でのご利用が可能となります。
5	利用施設の変更はできる？	変更は可能です。 しかし、子どもの状況や事前面談の必要もあるため、月途中ではなく、翌月からのご利用となります。 ※この場合、ご利用までの流れは、本制度を初めてご利用いただく際に行っていただいた手続きと同じ手順を経ることとなります。 ※令和7年度中は上記のとおりとなりますが、令和8年度からは総合支援システム上で利用を希望する施設との面談や利用の予約をすることとなりますので、随時、施設とのやり取りの中で利用施設を変更することが可能となります。（ただし、施設によってはこのとおりでない場合もありますので、必ず施設に連絡をとるようにしてください。）
6	いつまで利用できる？	お子様が3歳になる前々日までになります。 ※年齢計算に関する法律に基づき、年をとるのは誕生日の前日となるためです。
7	ネット上での利用予約等をするためには？	インターネット上の総合支援システムという、こども誰でも通園制度のために開発されたシステムの利用が必須となります。 本システムを利用するためには、甲府市から利用者用の専用アカウントの付与を受ける必要があります。アカウントの付与をご希望の場合は、子ども保育課（237-5669）までご相談ください。